

○鳥取市情報公開条例

平成11年3月26日

鳥取市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、本市が保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、市政への市民参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

(本条…一部改正〔平成17年条例111号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、広報用資料、刊行物その他不特定多数の者に販売し、又は配布することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(本条…一部改正〔平成14年条例7号・16年46号・19年36号・21年17号〕)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即して、その権利を正当に行使するとともに、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

(開示を請求する権利)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

(本条…全部改正〔平成17年条例111号〕)

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、当該行政文書を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)(又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (3) 法人その他の団体(国、他の地方公共団体その他これらに準ずる団体(以下「国等」という。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認め

られるもの

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの
- (6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 市の機関内部若しくは市の機関相互又は市の機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 実施機関(市長、水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。)並びに議会の委員会、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であって、当該合議制機関等の設置目的に照らして、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの

(本条…一部改正〔平成16年条例46号・19年36号・21年17号〕)

(部分開示)

- 第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(著しく大量な行政文書の開示請求に係る開示決定等の期限の特例)

第13条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、次に掲げる事項を書面により開示請求者に対し通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

(第三者保護に関する手続)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に市及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第15条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については機械的装置を用いた視聴又はこれを紙上に出力したものの閲覧若しくは交付により行うほか、その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法によっても行うことができる。ただし、実施機関は、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があると認めるとき及び第8条第1項本文の規定により部分開示を行うときは、当該行政文書に代えてその写しにより開示をすることができる。

(本条…一部改正〔平成14年条例7号〕)

(他の制度との調整)

第16条 行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手続が別に定められている場合については、この条例の規定は適用しない。

(費用負担)

第17条 この条例の規定による行政文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により行政文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく当該不服申立てに対する決定を行うものとする。

(見出・1項…一部改正〔平成14年条例32号〕)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が、当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第20条から第26条まで 削除

(〔平成14年条例32号〕)

(利便の提供)

第27条 市長は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、総合的な受付窓口の整備、資料の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政文書の管理)

第28条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 市長は、毎年1回この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第30条 実施機関は、この条例に定める行政文書の開示のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、市民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人の情報公開の推進のための措置)

第31条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する情報の開示に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人は、当該法人の業務及び財務に関する情報の提供に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(本条…追加〔平成14年条例7号〕)

(指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第31条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報であって公の施設の管理に関するものの開示について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(本条…追加〔平成16年条例18号〕)

(法人等に対する指導等)

第32条 実施機関は、第31条に規定する法人及び指定管理者(以下「法人等」という。)に対し、当該法人等の情報の公開が推進されるよう指導及び助言に努めなければならない。

(本条…追加〔平成14年条例7号〕、見出…追加・本条…一部改正〔平成16年条例18号〕)

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が規則で定める。

(旧31条…繰下〔平成14年条例7号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町の編入の日(以下「編入日」という。)前に国府町情報公開条例(平成12年国府町条例第4号)、福部村情報公開条例(平成12年福部村条例第3号)、河原町情報公開条例(平成12年河原町条例第5号)、用瀬町情報公開条例(平成12年用瀬町条例第13号)、佐治村情報公開条例(平成12年佐治村条例第5号)、気高町情報公開条例(平成12年気高町条例第2号)、鹿野町情報公開条例(平成12年鹿野町条例第1号)又は青谷町情報公開条例(平成12年青谷町条例第6号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、次項に定めるもののほか、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前に編入前の条例の規定によりなされた公文書又は行政文書の公開請求又は開示請求に対する決定その他の処分及びその公開又は開示をする公文書又は行政文書の範

囲については、なお編入前の条例の例による。

- 4 編入日前に国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町、佐治用瀬ごみ処理施設組合又は気高郡衛生施設組合の職員が作成し、又は取得した行政文書の開示請求の対象となる範囲については、なお従前の例による。

(鳥取市手数料条例の一部改正)

- 5 鳥取市手数料条例(昭和24年鳥取市告示第96号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(2項…削除・旧3項…2項に繰上〔平成15年条例43号〕、2—4項…追加・旧2項…5項に繰下〔平成16年条例46号〕)

附 則(平成14年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成14年4月1日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取市情報公開条例第2条第1項第2号の規定は、実施機関の職員が平成14年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、同日前に作成し、又は取得したものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鳥取市情報公開条例第2条第1項第2号の規定は、実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、同日前に作成し、又は取得したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月26日条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月24日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の鳥取市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成16年6月23日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第46号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第111号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成19年6月26日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月27日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○鳥取市情報公開条例施行規則

平成11年9月3日
鳥取市規則第40号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市情報公開条例(平成11年鳥取市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)とする。

(開示決定の通知等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示する旨の決定 開示決定通知書(様式第2号)
 - (2) 行政文書の一部を開示する旨の決定 部分開示決定通知書(様式第3号)
 - (3) 行政文書の全部を開示しない旨の決定(当該行政文書を保有していないときを含む。) 不開示決定通知書(様式第4号)
 - (4) 行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する旨の決定 開示請求拒否処分決定通知書(様式第5号)
- 2 条例第12条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。
- 3 条例第13条の規定による通知は、決定期間特例通知書(様式第7号)により行うものとする。

(第三者保護に関する通知)

第4条 条例第14条第1項又は第2項の規定により第三者から意見書の提出を求めるときは、行政文書の開示に係る意見照会通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第14条第3項の規定による通知は、開示決定等第三者通知書(様式第9号)により行うものとする。

(閲覧の方法等)

第5条 行政文書の閲覧は、第3条第1号又は第2号の通知書により指定した日時及び場所において行うものとする。

- 2 行政文書を閲覧する者は、当該行政文書の原本を改変し、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(行政文書の写しの交付等)

第6条 行政文書の写しの交付の部数は、原則として、開示請求1件につき1部とする。

2 条例第17条第2項の規定による行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるところによる。

3 前項に定める費用は、全額前納とする。

(簿冊件名目録)

第7条 実施機関は、条例第27条に規定する資料の提供手段として簿冊件名目録を作成し、受付窓口置くものとする。

2 簿冊件名目録は、毎年1回以上作成するものとする。

(運用状況の公表)

第8条 条例第29条の規定による条例の運用状況の公表は、毎年8月初日までに市広報紙に掲載することにより行うものとする。

2 前項の規定による公表は、前年度分の行政文書の開示について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 行政文書の開示の請求状況

(2) 行政文書の開示(部分開示を含む。)又は不開示(請求の拒否を含む。)の決定状況

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月7日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月9日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日規則第56号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(本表…全部改正〔平成15年規則2号〕、一部改正〔平成15年規則28号〕)

区分	行政文書の種類	写しの作成の方法	費用の額
----	---------	----------	------

行政文書の写しの作成に要する費用	文書又は図画	市に備え付けの複写機による複写	モノクローム	1枚につき10円
			カラー	1枚につき50円
		外部委託		作成に要した費用の額
	電磁的記録	市に備え付けの機械的装置による紙上への出力	モノクローム	1枚につき10円
			カラー	1枚につき50円
		外部委託		作成に要した費用の額
写しの送付に要する費用				送付に要する費用の額に相当する郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票

備考

- 1 行政文書の写しを作成する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画及び用紙の両面に出力された電磁的記録については、片面を1枚として算定する。

様式第1号(第2条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則56号〕)

開示請求書

年 月 日

(実施機関)

様

(郵便番号 —)

住所

(所在地)

(請求者) 氏名

(名称及び代表者名)

連絡先 電話番号

鳥取市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求する行政文書の名称又は具体的な内容			
開示の方法	☐ 閲覧	☐ 写しの交付	☐ 視聴 ☐ 写しの送付
備考			受付
(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。			

様式第2号(第3条関係)

(本様式…一部改正〔平成15年規則2号・28号〕)

開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、鳥取市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

請求のあった行政文書の内容			
対象となる行政文書の名称			
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	
		時 分	
	場所		
開示の方法	☐ 閲覧 (☐ 原本 ☐ 複写) ☐ 写しの交付 ☐ 視聴 ☐ 写しの送付		
担当課	電話番号		
備考			
(注) 1 行政文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。 2 指定された日時に来庁できない場合は、担当課に連絡してください。			

様式第3号(第3条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、鳥取市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。

請求のあった行政文書の内容				
対象となる行政文書の名称				
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 午後	時 分
	場所			
開示の方法	☐ 閲覧 (☐ 原本 ☐ 複写) ☐ 写しの交付 ☐ 視聴 ☐ 写しの送付			
開示しない部分及び理由	(開示しない部分) (開示しない理由)			
担当課				電話番号
備考				
(注)1 行政文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。 2 指定された日時に来庁できない場合は、担当課に連絡してください。				

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、鳥取市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

請求のあった行政文書の内容	
対象となる行政文書の名称	
開示しない理由	
担当課	電話番号
備考	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第5号(第3条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

開示請求拒否処分決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、鳥取市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり拒否処分としましたので通知します。

請求のあった行政文書の内容	
対象となる行政文書の名称	
拒否する理由	
担当課	電話番号
備考	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号(第3条関係)

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日
様
(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、鳥取市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請求のあった行政文書の内容	
対象となる行政文書の名称	
条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日()から (15日間) 年 月 日()まで
延長後の決定期間	年 月 日()から

	(日間) 年 月 日()まで
延長の理由	
担当課	電話番号
備考	

様式第7号(第3条関係)

決定期間特例通知書

第 号
年 月 日
様
(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書は著しく大量であるため、鳥取市情報公開条例第13条の規定により、開示決定等の期限を次のとおりとしましたので通知します。

請求のあった行政文書の内容	
対象となる行政文書の名称	
条例第13条の規定による決定期間	年 月 日()から (45日間) 年 月 日()まで
上記の期間内に開示請求のすべてについて開示決定等 をすることができない理由	
上記の期間内に開示決定等をする部分以外の部分につ いての開示決定等の期限	年 月 日()
担当課	電話番号
備考	

様式第8号(第4条関係)

行政文書の開示に係る意見照会通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

鳥取市情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関する情報が記録された行政文書 第1項 の
の開示請求がありましたので、同条 第2項
例第14条

規定により意見書の提出の機会を設けますので通知します。

開示請求があった日	年 月 日 ()
請求のあった行政文書の名称	
行政文書に記録されている(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関する情報	
意見書の提出先 (担当課)	電話番号
提出期限	年 月 日 ()
備考	

回答がない場合は、意見のないものとして取り扱います。

様式第9号(第4条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

開示決定等第三者通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで意見書の提出があった(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関

する情報が記録されている行政文書の開示については、次のとおり決定しましたので鳥取市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

請求のあった行政文書の名称	
決定の内容	☐ 開示 ☐ 部分開示
開示又は部分開示の決定により開示される情報	(開示部分) (不開示部分)
開示又は部分開示の決定をした理由	
開示又は部分開示を実施する日	年 月 日 ()
担当課	電話番号

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

○鳥取市個人情報保護条例

平成14年9月26日
鳥取市条例第31号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条の3)
- 第2章 個人情報の取扱い(第4条—第12条の2)
- 第3章 開示、訂正等及び利用停止等
 - 第1節 開示(第13条—第22条)
 - 第2節 訂正等(第23条—第27条)
 - 第3節 利用停止等(第28条—第32条)
 - 第4節 不服申立て(第33条—第35条)
- 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第36条—第40条)
- 第5章 雑則(第41条—第47条)
- 第6章 罰則(第48条—第52条)
- 附則

(目次…一部改正〔平成16年条例18号・17年112号〕)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(鳥取市情報公開条例(平成11年鳥取市条例第1号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(本条…一部改正〔平成16年条例47号〕、1項…一部改正〔平成17年条例112号〕、本条…一部改正〔平成19年条例36号・21年17号〕)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第3条の2 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

(市民の責務)

第3条の3 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出)

第4条 実施機関は、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報を記録した行政文書を定型的に、かつ、継続して使用する事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の取得先
- (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧)

第5条 市長は、規則で定めるところにより、前条第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を取りまとめた個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報の取得の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を取得しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人からこれを取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意を得ているとき。
 - (3) 報道、出版等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失その他の理由により、本人から取得することが困難であるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合で、本人から取得することが当該事務の目的の達成を困難にし、又は当該事務の適正な遂行を阻害すると認められるとき。
 - (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他これらに準ずる団体(以下「国等」という。)から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第8条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により取得する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は事務の性質上特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 法令等その他の定めに基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為を行おうとするもの以外の者の個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定により取得されたものとみなす。

(2項…一部改正〔平成17年条例112号〕)

(保有個人情報の適正な管理)

第7条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意を得ているとき。
- (3) 報道、出版等により公にされたものを利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

(電子計算機等の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、電子計算機等の結合(実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。)による個人情報の提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(委託等に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務に係る業務を委託するとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせるときは、その契約又は協定において、当該委託に係る業務又は当該公の施設の管理に関して取り扱われる個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(見出・本条…一部改正〔平成16年条例18号〕)

(受託者の責務)

- 第12条 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務に係る業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該個人情報について、漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 受託者並びに前項の委託を受けた業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の責務)

- 第12条の2 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報について、漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者並びにその管理する公の施設の管理の業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(本条…追加〔平成16年条例18号〕)

第3章 開示、訂正等及び利用停止等

第1節 開示

(保有個人情報の開示請求)

- 第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。
- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(保有個人情報の開示の義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示をすることができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。第4号及び第16条第2項並びに第21条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより実施機関の事務の適正な執行に支障を及ぼすと認められるもの
- (4) 開示請求者以外の者に関する情報が含まれている情報であって、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- (6) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、市と国等の協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるもの
- (7) 市の機関内部若しくは市の機関相互又は市の機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (8) 実施機関及び国等の機関が行う、監査、検査、取締り、試験、租税の賦課及び徴収、契約、交渉、争訟、調査研究等に関する情報であって、開示することによりこれらの事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第4号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 実施機関は、開示請求に対し、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者(以下この条、第34条及び第35条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつ

て、当該第三者に関する情報が第15条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第33条第2号及び第34条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の開示の方法)

第22条 保有個人情報の開示は、第19条第1項に規定する書面により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、当該開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを実施機関が確認するために必要な書類で規則で定めるものを、実施機関に提示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは機械的装置を用いた視聴又はこれを紙上に出力したものの閲覧若しくは交付により行うほか、その種別、情報化の進展状況を勘案して規則で定める方法によっても行うことができる。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第2節 訂正等

(保有個人情報の訂正等の請求)

第23条 第22条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料する者は、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正等の請求(以下「訂正等請求」という。)をすることができる。

(訂正等請求の手続)

第24条 訂正等請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正等請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正等請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正等請求をする者は、実施機関が必要と認めるときは、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、訂正等請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正等請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正等請求にあつては、訂正等請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、訂正等請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正等の義務)

第25条 実施機関は、訂正等請求があつた場合において、当該訂正等請求に理由があると認めるときは、当該訂正等請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正等をしなければならない。

(訂正等請求に対する措置)

- 第26条 実施機関は、訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をしないときは、その旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正等の決定等の期限)

- 第27条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正等の決定等」という。)は、訂正等請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第24条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第3節 利用停止等

(保有個人情報の利用停止等の請求)

- 第28条 第22条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- (1) 第6条第1項、第2項及び第3項の規定に違反して取得されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の

提供の停止

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)の請求をすることができる。

(利用停止等請求の手続)

第29条 利用停止等の請求(以下「利用停止等請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止等請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止等請求をする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 利用停止等請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止等請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止等請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止等請求にあっては、利用停止等請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 実施機関は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者(以下「利用停止等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止等の義務)

第30条 実施機関は、利用停止等請求があった場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止等請求に対する措置)

- 第31条 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等をするときは、その旨の決定をし、利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等をしないときは、その旨の決定をし、利用停止等請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止等の決定等の期限)

第32条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止等の決定等」という。)は、利用停止等請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第4節 不服申立て

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第33条 開示決定等、訂正等の決定等及び利用停止等の決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第35条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 不服申立てに係る訂正等の決定等(訂正等請求の全部を容認して訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認して訂正等することとするとき。
- (4) 不服申立てに係る利用停止等の決定等(利用停止等請求の全部を容認して利用停止等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止等請求の全部を容認して利用停止等することとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第34条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正等請求者又は利用停止等請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第35条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(本章…追加〔平成17年条例112号〕)

(指針の作成等)

第36条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保することができるよう、個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表するものとする。

2 市長は、事業者において個人情報の取扱いが適正に行われるよう、前項の指針に即して必要な指導及び助言を行うものとする。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

(事業者に対する措置)

第37条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同項の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取しなければならない。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

(苦情相談の処理)

第38条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

(国又は他の地方公共団体との協力)

第39条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

(適用除外)

第40条 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

(5) 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2 市長は、事業者が前項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、第36条及び第37条の規定は、適用しない。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

第5章 雑則

(旧4章…繰下〔平成17年条例112号〕)

(費用の負担)

第41条 この条例の規定による開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(旧36条…繰下〔平成17年条例112号〕)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第42条 実施機関は、開示請求、訂正等請求又は利用停止等請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(旧37条…繰下〔平成17年条例112号〕)

(苦情処理)

第43条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(旧38条…繰下〔平成17年条例112号〕)

(運用状況の公表)

第44条 市長は、毎年1回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(旧39条…繰下〔平成17年条例112号〕)

(出資法人の責務)

第45条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(旧40条…繰下〔平成17年条例112号〕)

(他の制度との調整等)

第46条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

(2) 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

(3) 実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報

2 他の法令等(鳥取市情報公開条例を除く。)の規定により、個人情報の開示、訂正等及び利用停止等又はその他の個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(見出…全部改正・旧41条…繰下〔平成17年条例112号〕、1項…一部改正〔平成19年条例40号〕)

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(旧42条…繰下〔平成17年条例112号〕)

第6章 罰則

(本章…追加〔平成17年条例112号〕)

第48条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条の委託を受けた業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

第50条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

第51条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

第52条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(本条…追加〔平成17年条例112号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第8号、第8条第2項第7号及び第9条第2号中審査会の意見を聴くことに関する部分の規定は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の取得、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理は、この条例の規定により行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報取扱事務についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。

(鳥取市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 4 鳥取市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和58年鳥取市条例第24号)は、廃止する。

(編入に伴う経過措置)

- 5 国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町(以下「編入町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に編入町村の実施機関又は佐治用瀬ごみ処理施設組合若しくは気高郡衛生施設組合の職員が行った個人情報の取得、利用、提供等は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(本項…追加〔平成16年条例47号〕)

- 6 編入日前に編入町村の実施機関又は佐治用瀬ごみ処理施設組合若しくは気高郡衛生施設組合の職員により作成又は取得された個人情報の開示請求等の対象となる範囲については、なお従前の例による。

(本項…追加〔平成16年条例47号〕)

- 7 この附則に別段の定めがあるもののほか、編入日前に国府町個人情報保護条例(平成15年国府町条例第1号)、福部村個人情報保護条例(平成15年福部村条例第1号)、河原町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成2年河原町条例第16号)、用瀬町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年用瀬町条例第20号)、佐治村電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成6年佐治村条例第27号)、気高町個人情報保護条例(平成15年気高町条例第1号)、鹿野町個人情報保護条例(平成15年鹿野町条例第1号)又は青谷町個人情報保護条例(平成15年青谷町条例第2号)(以下これらを「編入前の条

例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(本項…追加〔平成16年条例47号〕)

- 8 編入日前に編入前の条例の規定によりなされた保有個人情報の開示請求等に対する決定その他の処分及びその開示等をする保有個人情報の範囲については、なお編入前の条例の例による。

(本項…追加〔平成16年条例47号〕)

附 則(平成16年6月23日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第47号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第112号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 2 鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成14年鳥取市条例第32号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成19年6月26日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月25日条例第40号)

この条例は、統計法の施行の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○鳥取市個人情報保護条例施行規則

平成15年3月7日
鳥取市規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市個人情報保護条例(平成14年鳥取市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第4条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の主管課
- (2) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (3) 個人情報の目的外利用及び外部提供の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況
- (5) 個人情報の記録の形態
- (6) 電子計算機の処理の有無
- (7) 条例第9条に規定する電子計算機等の結合による提供の有無
- (8) 個人情報記録されている関係帳票等

3 条例第4条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第5条に規定する個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務届出書及び個人情報取扱事務変更・廃止届出書をつづった簿冊とする。

2 市長は、前項に規定する個人情報取扱事務登録簿を受付窓口に備え置いて、一般の閲覧に供するものとする。

(開示請求)

第4条 条例第14条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第3号)とする。

2 条例第14条第2項の規定により開示請求をする者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 本人が開示請求をするとき 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他当該請求に係る本人であることを実施機関が確認できるもの
- (2) 法定代理人が開示請求をするとき 前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類

(開示決定等の通知等)

第5条 条例第19条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 開示の実施の日時及び場所
- 2 条例第19条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
 - (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(様式第4号)
 - (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第5号)
 - (3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定(当該個人情報を保有していないときを含む。) 個人情報不開示決定通知書(様式第6号)
 - (4) 保有個人情報の開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否する旨の決定 個人情報開示請求拒否処分決定通知書(様式第7号)

(決定期間延長の通知)

第6条 条例第20条第2項、条例第27条第2項及び条例第32条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(第三者保護に関する通知)

第7条 条例第21条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求があった日
- (2) 開示請求のあった保有個人情報に係る行政文書の名称
- (3) 意見を求める事項
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求があった日
 - (2) 開示請求のあった保有個人情報に係る行政文書の名称
 - (3) 条例第15条第4号ただし書又は条例第17条の規定により開示しようとする理由
 - (4) 意見を求める事項
 - (5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第21条第1項又は第2項の規定により第三者から意見書の提出を求めるときは、開示に係る意見照会通知書(様式第9号)により行うものとする。
- 4 条例第21条第3項の規定による通知は、開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(開示請求者の本人確認)

第8条 条例第22条第1項に規定する規則で定めるものは、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書とする。

- 2 実施機関は、前項に掲げるもののほか、本人であることを確認するため必要な書類の提示を求めることができる。

(閲覧の方法等)

第9条 行政文書を閲覧する者は、当該行政文書の原本を改変し、汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(訂正等請求)

第10条 条例第24条第1項に規定する訂正等請求書は、個人情報訂正等請求書(様式第11号)とする。

2 条例第24条第3項の規定の適用については、第8条の規定を準用する。

(訂正等の通知等)

第11条 第26条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の訂正等をする旨の決定 個人情報訂正等決定通知書(様式第12号)

(2) 保有個人情報の訂正等をしない旨の決定 個人情報不訂正等決定通知書(様式第13号)

(利用停止等請求)

第12条 条例第29条第1項に規定する利用停止等請求書は、個人情報利用停止等請求書(様式第14号)とする。

2 条例第29条第2項の規定の適用については、第8条の規定を準用する。

(利用停止等の通知等)

第13条 第31条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の利用停止等をする旨の決定 個人情報利用停止等決定通知書(様式第15号)

(2) 保有個人情報の利用停止等をしない旨の決定 個人情報利用不停止等決定通知書(様式第16号)

(諮問した旨の通知)

第14条 条例第34条の規定による審査会へ諮問した旨の通知は、審査会諮問通知書(様式第17号)により行うものとする。

(指針の公表)

第15条 条例第36条第1項の規定による指針の公表は、鳥取市公告式条例(昭和25年鳥取市条例第12号)に定める掲示場への掲示その他一般に周知できる方法により行うものとする。

(本条…追加〔平成17年規則57号〕)

(説明又は資料提出の要求及び勧告)

第16条 条例第37条第1項の規定により事業者に対して説明又は資料の提出を求めるとき及び同条第2項の規定により勧告するときは、その理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

(本条…追加〔平成17年規則57号〕)

(勧告に従わない旨の公表)

第17条 条例第37条第3項前段の規定による公表は、事業者の氏名又は名称その他必要な事項について、鳥取市公告式条例に定める掲示場への掲示その他一般に周知できる方法により行うものとする。

(本条…追加〔平成17年規則57号〕)

(意見の聴取)

第18条 市長は、条例第37条第3項後段の規定により事業者の意見を聴取しようとするときは、市長が口頭であることを認めたときを除き、当該事業者に意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出させるものとする。

2 市長は、意見書の提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その日時)までに相当な期間において、事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 公表しようとする内容及びその理由

(2) 意見書の提出先及び提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(3) 証拠書類又は証拠物を提出できる旨

(4) 意見書が提出されず、かつ、口頭による意見陳述がない場合の措置

3 市長は、前項の規定による通知を受けた事業者がやむを得ない理由により意見書の提出期限の延長又は口頭による意見陳述を行うべき日時の変更を申し出たときは、当該提出期限を延長し、又は当該日時を変更することができる。

4 第2項の規定による通知を受けた事業者が、提出期限内に意見書を提出せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかったときは、意見の聴取をしたものとみなす。

(本条…追加〔平成17年規則57号〕)

(費用負担)

第19条 条例第41条第2項の規定による写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるところによる。

2 前項に定める費用は、全額前納とする。

(1項…一部改正・旧15条…繰下〔平成17年規則57号〕)

(運用状況の公表)

第20条 条例第44条の規定による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況の公表は、毎年8月初日までに市広報紙に掲載することにより行うものとする。

2 前項の規定による公表は、前年度分の保有個人情報の開示等について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求件数
- (2) 保有個人情報の開示等、訂正等及び利用停止等の請求に対する決定状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
(1項…一部改正・旧16条…繰下〔平成17年規則57号〕)

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(旧17条…繰下〔平成17年規則57号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(鳥取市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 鳥取市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和59年鳥取市規則第7号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月30日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日規則第57号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第19条関係)

(本表…一部改正〔平成17年規則57号〕)

区分	行政文書の種類	写しの作成の方法		費用の額
保有個人情報の写しの作成に要する費用	文書又は図画	市に備え付けの複写機による複写	モノクローム	1枚につき10円
			カラー	1枚につき50円
	電磁的記録	市に備え付けの機械的装置による紙上への出力	モノクローム	1枚につき10円
			カラー	1枚につき50円

備考

- 1 保有個人情報記録された行政文書の写しを作成する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画及び用紙の両面に出力された電磁的記録については、片面を1枚として算定する。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務届出書

年 月 日

鳥取市長 様

鳥取市個人情報保護条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

主管課		開始年月日	
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の目的			
個人情報を取得する根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報の記録 項目	基本的事項	☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 住所 ☐ 国籍・本籍 ☐ 続柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ 家族状況 ☐ 電話番号 ☐ 識別番号 ☐ その他	
	心身の状況	☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 性格・性質 ☐ その他()	
	社会生活	☐ 職業・職歴 ☐ 学歴・学業 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 趣味・し好 ☐ 成績・評価 ☐ その他()	
	経済活動	☐ 収入 ☐ 財産状況 ☐ 納税額等 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助 ☐ その他()	
	思想・信条等	☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的差別の原因となる情報	
	取得の根拠	☐ 法令等 ☐ 事務の性質上特に必要がある (法令等の名称)	

*裏面に続きます。

個人情報の取得先	☐ 本人から ☐ 本人以外から(条例第6条第2項第 号に該当)	
	本人以外の取得先	☐ 実施機関内 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ そ の 他 ()
目的外利用	☐ 有 ☐ 無 (利用先) (条例第8条第2項第 号に該当)	
外部提供	☐ 有(条例第8条第2項第 号に該当) ☐ 無	
	提供先	☐ 他の実施機関() ☐ 他の官公庁() ☐ その他()
委託の状況	☐ 有 ☐ 無 (委託先)	
個人情報の記録の形態	☐ 文書・図画 ☐ 写真 ☐ マイクロフィルム	

的に記入してください。	
開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視聴

※法定代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所、氏名及び電話番号	住所	
	氏名	
	電話番号	() —
本人との関係	☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人	
請求理由		

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

【職員記載欄】次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他()
法定代理人の確認	☐ 戸籍謄本 ☐ その他()
担当課	収受印
備考	

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

個人情報開示決定通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、鳥取市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容					
開示請求のあった保有個人情報の利用目的					
開示の日時及び場所	日時	年 月 日()	午前	時 分	
	場所				
開示の方法	☐ 閲覧(☐ 原本 ☐ 複写) ☐ 写しの交付 ☐ 視聴				
担当課	電話番号() —				

備考	
(注) 1 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。 2 指定された日時に来庁できない場合は、担当課に連絡してください。	

様式第5号(第5条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

第 号
年 月 日

個人情報部分開示決定通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、鳥取市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容				
請求のあった保有個人情報の利用目的				
開示の日時及び場所	日時	年 月 日()	午前 午後	時 分
	場所			
開示の方法	☐ 閲覧(☐ 原本 ☐ 複写) ☐ 写しの交付 ☐ 視聴			
開示しない部分及び理由	(開示しない部分) (開示しない理由)			
担当課	電話番号() —			
備考				
(注) 1 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。 2 指定された日時に来庁できない場合は、担当課に連絡してください。				

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号(第5条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

第 号
年 月 日

個人情報不開示決定通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、鳥取市個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	
担当課	電話番号() —
備考	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号(第5条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

第 号
年 月 日

個人情報開示請求拒否処分決定通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、鳥取市個人情報保護条例第18条の規定により、次のとおり拒否処分としましたので、同条例第19条第2項の規定により通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
個人情報の存否を明らかにできない理由	
担当課	電話番号() —
備考	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8号(第6条関係)

第 号
年 月 日

決定期間延長通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示等については、

ましたので通知します。

請求区分			☐ 開示 停止等		☐ 訂正等	☐ 利用
請求のあった保有個人情報の内容						
条例	第20条 第27条 第32条	第	年 月 日()から 年 月 日()まで	(日間)		
1項の規定による決定期間						
延長後の決定期間						
延長の理由						
担当課			電話番号() —			
備考						

様式第9号(第7条関係)

第 号
年 月 日

開示に係る意見照会通知書

様

(実施機関)

印

鳥取市個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関する情報が記録された保有個人情報の開示請求がありましたので、同条例第21条 第1項・第2項の規定により意見書の提出の機会を設けますので通知します。

開示請求があった日	年 月 日()
開示請求のあった保有個人情報に係る行政文書の名称	
意見を求める事項	
条例第15条第4号ただし書又は条例第17条の規定により開示しようとする理由	
意見書の提出先 (担当課)	電話番号() —
提出期限	年 月 日 ()

備考	
----	--

回答がない場合は意見がないものとして取り扱います。

様式第10号(第7条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

第 号
年 月 日

開示決定第三者通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで意見書の提出があった(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関する情報が記録されている保有個人情報の開示については、次のとおり決定をしましたので、鳥取市個人情報保護条例第21条第3項の規定により通知します。

請求のあった保有個人情報に係る行政文書の名称	
決定の内容	☐ 開示 ☐ 部分開示
開示又は部分開示の決定により開示される情報	(開示部分) (不開示部分)
開示又は部分開示の決定をした理由	
開示又は部分開示を実施する日	年 月 日()
担当課	電話番号() —

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第11号(第10条関係)

個人情報訂正等請求書

(実施機関) 様

(請求者)

年 月 日

郵便番号 ー

住所

氏名

電話番号() ー

鳥取市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正等を請求します。

請求内容の区分	☐ 訂正	☐ 削除	☐ 追加
請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年	月	日
請求に係る保有個人情報の内容			
請求する趣旨及び理由			

※法定代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所、氏名、電話番号	住所	
	氏名	
	電話番号	() ー
本人との関係	☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人	
請求理由		

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

【職員記載欄】次の欄には記入しないでください。

請求者の確認		☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他()
法定代理人の確認		☐ 戸籍謄本 ☐ その他()
担当課		収受印
備考		

様式第12号(第11条関係)

第 号

年 月 日

個人情報訂正等決定通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等については、鳥取市個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり(訂正・削除・追加)することと決定しましたので通知します。

請求区分	☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 追加
請求のあった保有個人情報に係る行政文書の名称	
訂正等の内容	
担当課	電話番号() —
備考	

様式第13号(第11条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

第 号
年 月 日

個人情報不訂正等決定通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等については、鳥取市個人情報保護条例第26条第2項の規定により、次のとおり(訂正・削除・追加)しないことと決定しましたので通知します。

請求区分	☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 追加
請求のあった保有個人情報に係る行政文書の名称	
訂正等の内容	
訂正等をしない理由	
担当課	電話番号() —
備考	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに

対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第14号(第12条関係)

個人情報利用停止等請求書

年 月 日

(実施機関)

様

(請求者)

郵便番号 ー

住所

氏名

電話番号() ー

鳥取市個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

請求内容の区分	☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止
請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
請求に係る保有個人情報の内容	
請求する利用停止等の趣旨及び理由	

※法定代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所、氏名、電話番号	住所	
	氏名	
	電話番号	() ー
本人との関係	☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人	
請求理由		

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

【職員記載欄】次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他()	
法定代理人の確認	☐ 戸籍謄本 ☐ その他()	
担当課		收受印
備考		

様式第15号(第13条関係)

第 号

年 月 日

個人情報利用停止等決定通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については鳥取市個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり(利用の停止・消去・提供の停止)をすることと決定しましたので通知します。

請求区分	☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止
請求のあった保有個人情報に係る行政文書の名称	
利用停止等の内容	
担当課	電話番号() —
備考	

様式第16号(第13条関係)

(本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕)

第 号
年 月 日

個人情報利用不停止等決定通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については、鳥取市個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり(利用の停止・消去・提供の停止)をしないことと決定しましたので通知します。

請求区分	☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止
請求のあった保有個人情報に係る行政文書の名称	
利用停止等の内容	
利用停止等をしない理由	
担当課	電話番号() —
備考	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第17号(第14条関係)

第 号
年 月 日

審査会諮問通知書

(異議申立人) 様

(実施機関) 印

年 月 日の異議申立てについては、次のとおり鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、鳥取市個人情報保護条例第33条の規定により通知します。

異議申立てに係る保有個人情報	
諮問をした年月日	年 月 日
担当課	電話番号() —
備考	

平成24年(行ウ)第3号
原告 宮部慎太郎 外1名
被告 鳥取市

証 拠 説 明 書

平成24年6月8日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒 井 重 忠

弁護士 西 川 弘 康

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
乙1	鳥取市情報公開条例	写 し	平成11年3月26日	被告	鳥取市情報公開条例の内容	
乙2	鳥取市情報公開条例 施行規則	写 し	平成11年9月3日	被告	鳥取市情報公開条例施行規則の内容	
乙3	鳥取市個人情報保護条例	写 し	平成14年9月26日	被告	鳥取市個人情報保護条例の内容	
乙4	鳥取市個人情報保護条例 施行規則	写 し	平成15年3月7日	被告	鳥取市個人情報保護条例施行規則の内容	